

史料紹介

東山御文庫所蔵「叙位部類記」所収の二条家の日記について

木下 聡

東山御文庫勅封44―5「叙位部類記」全三冊の第三冊目に、「大染金剛院記」・「如法寿院記」・「後大染金剛院記」と題する日記が引用されている。大染金剛院というのは二条持通のことで、如法寿院は二条政嗣、そして後大染金剛院は二条尹房を指す。つまりこの三つの日記は撰関家である二条家当主の日記ということになる。

二条家の日記は、例えば『国史大辞典』の記録目録によれば、二条兼基の「兼基公記」、道平の「後光明照院関白記」、満基の「福照院関白記」、そして持通の「持通公記」、政嗣の「如法寿院関白記」があることが知られ、また良基筆の可能性のある「良基公記」もある¹⁾。

右のように持通・政嗣の日記は存在が知られているが、現在確認できる年紀は概ね次の通りである（日付の下の括弧内は出典元）。

「大染金剛院記」

文安二年（一四四五）三月十六・十七日（史料編纂所架蔵謄写本

「御元服記」

長祿二年（一四五八）七月二十五日（宮内庁書陵部所蔵「二条持通

任太政大臣饗之記」

文明二年（一四七〇）八月十一日、十二月二十三日（宮内庁書陵部

所蔵「大染金剛院記如法寿院記拔書」（以下「大如」と省略）、

十二月二十七日（宮内庁書陵部所蔵「大染金剛院記拔書」）

文明三年正月一日・二日・三日、二月十五日・十六日（以上、宮内庁書陵部「大染金剛院記拔書」）、三月二十二日・二十六日（以上「大如」）

文明四年六月一日・八日・二十九日、七月五日・十七日、八月二十一日、九月六日、十月十日、十一月三日、十二月十二日・二十日（以上「大如」）

文明五年正月一日・二十日・二十五日・二十八日・二十九日、二月一日・三日・六日・十二日・十六日・十九日・二十二日、三月一日・二日・六日・七日・十日・十七日・二十四日・二十八日・二十九日、四月二十五日、五月三日・二十一日・二十七日、七月七日・二十二日、発月二十六日・二十九日、九月二十日・二十六日・二十八日・三十日（以上「大如」）

文明十三年四月二十一日・二十六日（史料編纂所架蔵影写本「大染金剛院記」、史料編纂所架蔵謄写本「柳原家記録」）

「如法寿院記」

寛正六年（一四六五）四月十四日・二十二日（宮内庁書陵部所蔵

「如法寿院政嗣公記」）

文明五年正月一日・二十五日、三月四日（以上「大如」）

文明八年正月一・三・五・六・二十九日（史料編纂所架蔵写真帳

(141) 東山御文庫所蔵「叙位部類記」所収の二条家の日記について（木下）

〔柳原家旧蔵史料〕

〔後大染金剛院記〕

延徳二年（一四九〇）七月五日・六日（宮内庁書陵部所蔵「後大染金剛院御記」）

一方「叙位部類記」に引用されている年記は、

〔大染金剛院記〕

永享九年（一四三七）正月五日

永享十年正月五日

嘉吉二年（一四四二）正月五日

文安六年正月五日

宝徳四年（享徳元、一四五二）正月五日

享徳三年正月五日

康正元年（享徳四、一四五五）正月五日

康正二年正月五日

康正三年正月五日

長祿三年正月五日・六日

長祿四年正月五日・六日

寛正二年正月五日

寛正三年正月五日

寛正四年正月五日・六日

寛正六年正月五日・六日

文明八年正月五日・六日

文明十一年正月五日

〔如法寿院記〕

寛正二年正月五日

文明八年正月五日・六日

〔後大染金剛院記〕

明応四年（一四九五）正月五日

天文八年（一五三九）正月五日
である。

つまり「叙位部類記」に引用されている持通・政嗣の日記は、その大部分が従来知られていない年代のものばかりである。

正月に行われる叙位の部類記という性格上、引用されているのは基本的に正月五日条と六日条しかなく、内容的にもほとんどが叙位の儀式的な話に終始しているが、二条家の家説や、叙位について不審な点を尋ねる広橋綱光の条々など、当時の公家の故実のあり方を知る上で興味深い記事が散見される。

また数少ない叙位以外の記事として、石橋氏が二条家を訪問していることが挙げられる。石橋氏は室町幕府内では吉良・渋川氏と共に足利氏御一家の家格を与えられていたが、その具体的な動向については、史料上にはほとんど現れないため、ほとんど不明である。だがこの記事から、二条家と交流があったことがわかる。

十五世紀の幕府関係者と公家との交流については、連歌などを介した寄合や通婚関係などから、室町期京都では公武の別をこえた家格が形成されつつあり、人的交流関係はその家格と対応し、社会的地位の上昇に伴って、交流する階層を段階的に変化させたとの指摘があるが、同じ御一家の吉良氏や、外様衆の中でも正月儀礼で御一家と同じ日に將軍と対面する伊勢仁木・四条上杉氏が、近衛家の日記（『後法興院記』・『後法成寺閔白記』）の中に、近衛家を訪問する人々として度々見えることからすると、幕府御一家クラスは撰閔家との交流が主であったようである。そうすると、石橋氏同様京都での活動が不明瞭な渋川氏も、残る撰閔家の一条・九条・鷹司のいずれか、一条・九条家には比較的多くの史料が

現在にも伝わっていないながら、そこに全く洪川氏の姿が見出せないことからすれば、鷹司家と交流していた可能性が高いだろう。⁽⁴⁾

なお東山御文庫には、持通の記録として、勅封52—2「御元服部類記」中に長祿二年四月廿四日条が別に確認できる。⁽⁶⁾ また他にも二条昭実の日記⁽⁵⁾と思しき記録の写が確認できる。それは勅封119—2—8の親王大臣座次文書中にある、天正十五年(一五八七)正月一月份の日記写で、末尾に「写本 後中院御筆」とあること、文中に出てくる公家との交流やその書き方などからすると、二条昭実の記した日記としてよいかと思われる(後中院は二条昭実)。これらも併せて翻刻を掲げておく。

〔註〕

(1) 小川剛生『二条良基研究』(笠間書院、二〇〇五年)。

(2) 石橋氏については、南北朝期に陸奥に下向した和義・棟義以降、あまり史料に見えず、その動向はよくわからないが、そのまま陸奥に土着して塩松石橋氏となった一流と、京都に戻って御一家の一つとして残った一流とに分かれた。『満濟准后日記』には足利義教の連歌会に列席したり、同族塩松氏がいることで陸奥と連絡を取り合う石橋左衛門佐入道信乗が見える(正長二年(一四二九)九月二日条、永享二年正月十九日条、同年六月廿一日条など)。

石橋氏の系譜は、『系図纂要』によると、陸奥守棟義—左近大夫将監滿博—尾張守治義(「二祐義」とある)—右衛門佐祐義(弥三郎)—彦三郎房義となつている。『浅羽本系図』(史料編纂所架蔵謄写本)では、治義と祐義が兄弟で、祐義が兄となり、治義の子を房義としている。また『塩松家譜』(「伊達世臣家譜」)では、棟義—宮内少輔滿博(小四郎)—左衛門佐治義(弥次郎・尾張守)—尾張守房義(彦三郎)—治部少輔清房(彦四郎)—治部少輔広義(彦五郎)とあつて、清房は和泉に住し、広義の代に関東に下向して足利持氏に仕えて上野守護となり、広義の子尾張守重義が文明三年二月に上杉頼定に敗れて陸奥二本松の畠山氏を頼つ

て落ち延び、以後陸奥四本松城主となったとある。陸奥石橋(塩松)氏の系譜は、他にも「奥陽仙道表鑑」所載系図や、「積達館基考」所載系図(共に「岩代町史第二巻資料編1」所収)などがある。

「塩松家譜」は年代と較べて世代が多いので、謾入があると思われる(後述)。奥羽兩國が明徳二年(一三九一)に一度鎌倉府管轄となったことを鑑みると、広義が棟義の子(あるいは孫)として持氏に仕え、以後が塩松石橋氏となり、滿博以降が京都石橋氏と見るのが妥当だろう。奥羽兩國が鎌倉府に移行した時に、その頃史料上に見えない棟義は没して滿博が当主であつたと思われるが、滿博が上洛して、その子が弟が陸奥に在国、または滿博の子が上洛して、滿博はそのまま陸奥に留まる、といったようにして、京都と陸奥とに分流したと考えられよう。

それでは本稿で紹介する「大染金剛院記」嘉吉二年正月五日条に見える、「石橋禪門」とその子「弥三郎」はいったい誰なのか。

まず『満濟准后日記』に見える左衛門佐入道信乗は、永享六年まで見え、嘉吉二年と年代が離れていないので、「石橋禪門」は信乗に比定される。そしてこの信乗は、世代的にもあまり矛盾がないので、系譜上の滿博に比定できるだろう。ただ陸奥石橋氏の系譜に必ず滿博がいることを考えると、滿博の子であるかもしれない。

次に「弥三郎」だが、「草根集第八」(宝徳三年正月廿四日・享徳元年三月廿日など)に見える「石橋左衛門佐祐義」が該当するだろう。この祐義は、寛正元年十月に出された松寿(塩松石橋)宛の足利義政御内書案(「御内書案」『続群書類従第二十三輯下』二九九頁)の文中の「委曲左衛門佐可被申下」とある左衛門佐に当たる。そして『山科家礼記』寛正四年四月十三日条に死去したことが見える「いしはしとの」も祐義になる。

祐義の子は、『後法興院記』応仁元年(一四六七)五月八日条に、五、六歳で先日出仕始し、この日近衛政家と対面した「故石橋子息」で、系譜上の治義にあたる。この治義は、「大和家蔵書1」(山口県立山口図書館所蔵写本)に、「先年石橋尾張守治義と申人、細々出仕など、ある時、慈照院殿様より仰二、義字を下におきたる事如何事候哉の由、御不審を

なされ候処、わか家に如此之趣被申不及是非其分也、其家々のならハしによりか様の儀在之、其段も又事により時宜にしたかふなるへしと云々」とあり、ここから治義は足利義政の時代の人で、かつ大館尚氏(常興)の活動年代とも重なっていることがわかり、『後法興院記』に見える年齢とも整合する。

まとめると、満博が左衛門佐入道信乗(満博の子の可能性も残る)に比定でき、「弥三郎」・左衛門佐は系図に弥三郎・右衛門佐とある祐義、そして「故石橋子息」が治義となる。

その後の石橋氏は「和長卿記」明応九年七月廿八日条で京都の邸宅が燃えており、また『後法成寺閨白記』永正四年(一五〇七)三月廿二日条に石橋治部大輔が見え(房義カ)、この頃まで在京していたと思われる、『天文日記』天文五年八月六日条に尾張から本願寺に音信を通じている石橋彦三郎(忠義、房義の子カ、後に治部大輔)が見えるので、それ以前には所領のある尾張に下って在国していることがわかる。その後『信長公記』に吉良氏と共に信長に追放されたことが見え、以後の動向は不明である。なお天正頃の茶人石橋良叱は堺の商人で、『蔭涼軒日録』延徳三年二月十三日条に見える、堺の住人石橋藤右衛門尉の裔と思われる、京都石橋氏とは別だが、先の「塩松家譜」に清房が和泉に住したとあることと何らかの関係があるかもしれない。また以上から、「塩松家譜」の清房以前は、京都石橋氏の系譜を塩松系譜につなげたものと解すことができ、おそらく元々は京都石橋氏が尾張に下向するまでの系譜と、陸奥石橋氏の系譜とを並列して記していたが、誤って満博から房義までを棟義と清房との間に譲入したのであろう。

以上の考察を元に、試みに現段階での復元系図を作成すると、次のようになる。

- (3) 榎原雅治「寄合の文化」(『日本史講座第4巻』二〇〇四年)。
 (4) 洪川氏も、九州探題としての史料は九州に残るが、京都洪川氏の活動を示す史料はほとんど見えない。

(5) この「御元服部類記」には他にも一条冬良の「後妙華寺閨白記」として永正九年四月廿六日条があるが、最初の「永正九年四月廿六日於東小御所御元服也」と、最後の「加冠九条閨白尚經理髮頭中将実胤朝臣」以外は、「永正九年若宮御元服記」(『大日本史料第九編之四』四四頁)所収文とほぼ同一である。

(6) 本条は成仁親王(後の後土御門天皇)元服に関する記録だが、『史料綜覧』は「皇年代略記」や「大乘院日記目録」・「続史愚抄」より四月十七日元服としている。

〔付記〕本稿は、科学研究費補助金・学術創成研究費「目録学の構築と古典学の再生―天皇家・公家文庫の実態復原と伝統的知識体系の解明―」(研究代表者・田島公)の研究成果の一部である。また翻刻に際して遠藤珠紀氏のご教示を得た。

【凡例】

- ・翻刻に当たって、年号などは元の「叙位部類記」のままを記し、正確な年代を()内に記した。
- ・文字はおおむね現時通用の字体に改め、改行は原則追い込みとした。傍書・挿入も適宜本文中に追い込みとした。また校訂により改めるべき文字を「」に入れて記した。
- ・本文には読点および並列点を適宜施した。
- ・適宜人名を比定して傍に()内へ記した。なお現在通用する家名・名を用いている。
- ・二条昭実の日記としたものには、本来史料名がなかったので、便宜上「後中院記」とした。

【翻刻】

大染金剛院記

同(永享) 九年正月

五日、申(丙)天晴、今日叙位之儀也、仍殿中御參、於里亭□著束帶給色目。薛松卿如常。御共雅豐朝臣衣冠、於天満辺御下車御參外分にて、執筆万里小路大納言二条西公保勲任之、家門口伝每事請之、旧次第薄被遣之、以遣之、宮文公卿按察使大納言清閑寺

・園中納言入眼・千種宰相中將・少納言為清朝臣・弁幸房・所役殿上人時兼、聞書云、

正二位藤原俊輔中御門

從二位藤原經成勳修守

藤原資広吉田

正四位下卜部兼任壬生

從四位下小槻晨照慈光寺

源持經薄

正五位下橘以盛平松

藤原資繼阿野

從五位上藤原俊秀阿野

藤原公熙阿野

和氣尚成

從五位下邦忠王寬和御後

紀友繼民部

藤原雅久氏

藤原季知諸司

紀景富左近

源清遠外衛

三条西藤原公保

中院源通淳二条普通

藤原持一

源資治難波

藤原宗富二条

藤原季隆阿野

藤原実治阿野

藤原季遠阿野

藤原基有阿野

藤原俊弘式部

源久盛氏

橘以重氏

平春季諸司

中原景右右近

惟宗景頼外衛

甘泉寺藤原親長

持明院藤原基保

平清康

祝部秀言内

永享九年正月五日

從四位下小槻晨照

左大史如元

予加級相当年始祝着不少、

同(永享) 十年正月

五日、庚、寅天陰雨降、頗積庭上、豐年瑞顯畢、珍重々々、仍石橋父子・頭中將以下參大飲也、有其興、此時分按察大納言參、則御対面、次伯少將資益參、同御対面、御益被下、入夜御參内、束帶如常常時終勞無、御共泰輔朝臣衣冠、本儀束帶也、執筆洞院大納言、宮文公卿、

正三位雅兼王千種

源有定六条

正四位上藤原隆遠露尾

正四位下菅原在実日野

正五位下藤原資任唐橋

正五位下藤原親宗鳥丸

從五位上源家種從下一

大神景藤兼盛

從五位下英益王寬和御後

高橋政職式部

藤原信康氏

紀惟豊諸司

赤松カ源教康

藤原実人

源重行

滿博・祐義

實感

藤原利富左近
藤原久富右近
源富清外衛
藤原房郷四念

外從五位下高篠友淳外衛
永享十年正月五日

後日大外記中原師勝朝臣進之、当局務也、
奉行頭弁資親朝臣、

小折紙云
正三位雅兼王 源具定 同有光定

正四位上藤原隆遠 同資親
正四位下菅原在実 同在豊

正五位上藤原資任 從五位下豊原村秋衆人
大神景親衆人
藤原教忠

從五位下藤原房郷
藤原教忠

嘉吉二年正月
五日、卯天晴、石橋講傳禪門・同弥重複三郎參賀、先殿下、次予方来、有一盃、

兩人遣太刀畢、万里小路大納言時房来折侍持參二百疋云々、依叙位執筆為猶申談也、
入夜殿下御參内陣外如例、殿上人忠郷東帶、此外雅豊朝臣法性寺・親宗法性寺・丹後守

宗經以直垂參畢、越中守重頼東帶、番頭等。如例、

小折紙問
從一位源清通久我

藤原信宗大炊御門
從二位藤原宗繼松木
実雅正親町三條

正三位藤原教房一条

從三位藤原家輔月輪
同行豊世尊寺

正四位上賀茂在貞勘解由小路
安倍有富土御門

正四位下平有政堀河
同有清西洞院

從四位上藤原持和冷泉持念
同幸房清閑寺
同資任鳥丸

從四位下藤原敦国綾小路
源有俊三卷
藤原公綱

正五位下源氏尚
同有基西洞院
平時兼西洞院

從五位上藤原経清花山院
同定嗣吉田
卜部兼敏吉田

從五位下藤原公敦三卷
同雅康飛鳥井

同郷長高倉
同永繼高倉
同行寛

惟宗行実六色
中原師照

小槻明治

從一位藤原清通

藤原信宗

從二位藤原宗繼

藤原実雅

正三位藤原教房

從三位藤原家輔

藤原行豊

正四位上賀茂在貞

安倍有富

安倍有清

正四位下平有政

從四位上藤原持和

藤原幸房

藤原資任

從四位下藤原敦国

源有俊

藤原公綱

正五位下源氏尚

源有基

平時兼

從五位上藤原経清

藤原定嗣

卜部兼敏

從五位下仲治王寛和御後

藤原安治式部

紀忠久民部

藤原重輔氏

源里治氏

中原季久諸司

橘以昌氏

平安年左近

大江秀近諸司

藤原重朝外衛

源景久外衛

藤原公敦

藤原雅康

藤原郷長

藤原永繼

藤原行寛

惟宗行実

中原師照

小槻明治

藤井助茂大内

嘉吉二年正月五日

府奏加署遣之畢、

同(文安)六年正月

五日、丁、晴、今日叙位儀也、執筆左府(應司)房平公・宮文公卿久我大納言(通高)通高

・鸞尾中納言(隆)遠・菅宰相(益長)益長・少納言有政朝臣・弁教秀、所役殿上

人行秀、今日吉書於遣月輪許之、則返事申、鳥目百疋進上佳例、月輪

一級、日野右少弁勝光參謁云々、

宝徳四年正月

五日、今夜叙位儀也、執筆内府(三条)実景公、宮文公卿久我大納言通尚卿、大

外記進十年勞帳、六位外記持參分云々、

同(享徳)三年正月

五日、卯、晴、三条新大納言來、遣太刀畢、今夜叙位儀也、及秉燭行向

菅中納言亭、則着裝束參内、先有内覽之儀、着鬼問(南面)、次頭弁挿文

於杖進之、予以左拔取見之如本右手拔取之、置前頭弁直座之後置笏(右)

兩三通拔取見之、如本指加不解結緒三通見畢、頭弁方へ付板敷指遣畢、

頭弁取之結申退下(解結緒)、次頭中將、次權弁、次左少弁、次右少弁、

其作法大概同前、次揖起座、頭弁可清書小折紙由申文、予則參議定所

書之、直筆小折紙高壇紙、御硯持參之、高壇紙可重折書之如例、叙人

廿六人也、頗濟之、此間有奏聞儀、於朝餉御覽之如例、御引直衣也、

今日年始御礼申之、仍儀定所有御出座、頭弁申次、予參進奉拜龍顏退

下、次叙位儀始、執筆着陣、有召仰事、予着殿上御倚子前、執筆進弓

場揖問、予起座參御前、其儀如例、次執筆取硯筥參進置之、着納言座

次第置筥着座之後、予着御前円座(御座間)、円座前二許尺於置テ膝行着

之、揖引寄裾次着、執筆着円座、毎事は以後如例、勸盃畢、予申出御
硯蓋申文置前、先見目六取符奏置前臨其期遣、執筆勘文可有御硯蓋処
無之、若有三箇歟之由尋執筆処、無其儀由答之、仍召男共尋之処進御
前云々、仍尋申則被出之、尤可入御硯蓋物也、別二有之、不審、則遣
執筆、次符奏并小折紙（自懷中取出）遣之、悉叙畢、奏聞之（入宮）則返給、取叙位
簿置前、調管中納物、取副叙位於笏揖退下、其儀如例、次予揖頰遲引、
起座左廻下長押右廻引下裾退出、此間有人御云々、抑氏爵名簿被問之、
答云雅富（本體）・雅豐卿思也、及天曙退出、自高遣戸隨身発前声、右官人（東帯）
持予裾、右番長・近衛一人（白襦袴）・番頭四人・殿上人雅遠則參、所役
前駈頼弘朝臣、今日前藤宰相來、則謁之、次尋申云、室町殿十六日
御見物御下すかた歟、御上質歟、鹿苑院殿御見物時如何様之沙汰候哉
由可尋申由被仰云々、予云彼御（以下欠）

同（康正）二年正月（元）

五日、（亥）晴、菅中納言（東坊城益長）參賀、出盃旧冬尋遣石帶也事尋之、予公武抄二
所見分、若紺青玉歟、又青碼碯類歟由有之、相叶所見、為悦之由仰之、
今日叙位儀也、執筆九条大納言政忠卿、初度也（生年十七歲）、且可謂朝儀再興、
傳聞無失礼云々、神妙也、関白今日モ不參、希代也、
（廣司房）

小折紙云

正三位平 俊範（高辻）

菅原繼長（前小路）

藤原昌家（北畠）

源 教具

正四位上 和氣保家（大炊御門）

從四位上 藤原信量

從五位上 藤原忠照

從五位下 藤原兼顯（広橋）

同 公右（八条力）

源 泰仲（五辻）

清原季業（高倉）

藤原盛方

康正二年正月

五日、（乙）晴、入夜雪降、但不積、今夜叙位儀也、昼間頭弁資世朝臣參、
今夜内覽於里第可申沙汰歟之由（申）、可早參於鬼間可内覽由仰之、及
秉燭着束帶參内（内々自降下、參内分也）、殿上人雅國（東帯）・諸大夫頼弘朝臣（高階）・隨身（右）
官人（奏久枝）・右番長（奏久倫）・近衛一人（四座也元日拜賀三座、二子參仍今日如此）・番頭四人（布衣、自）
東門經对屋後昇高遣戸、堂上禁中儀一向無人（職事兩人計、不及掌灯、無）
沙汰之至、希代事也、招頭弁問事子細、陣掌灯等下行未下間、申子細
云々、早速可申沙汰由仰之、内覽可急之由仰之、其後數刻、及五更内
覽之儀有之、予着鬼問量、職事只三人也、其外不參、則有奏聞儀如例、
予此間於儀定所清書小折紙、勅筆也、奏聞以後執筆右府參内、今日被
奏慶云々、陣外（東坊城）益長卿第也、行粧無指事、殿上人二人諸大夫三人也、
布衣侍一人也、具束帶時不好用如何、雪敷間拜儀被用雨儀、但不得其
意、非深雪者可為晴儀歟、頗無念也、（於直陽殿代後軒下有之次同高遣戸昇不着殿、上直二上吉辺二行立内二於儀定所有御對面）
次陣儀始、先着陣始有之、吉書許也、仰管文時分予着殿上（御侍）、右府
着座後揖起座、參御前、其儀如例、管文公卿久我大納言（通高）・新中納
言（管在豊）・綾小路中納言（有俊）・左大弁宰相悉置畢、主上被引寄御簾、予
小揖、更揖着御前円座、次召執筆、先着我座、次移着執筆円座、奏十
年勞、其以後儀如常、摺墨間申出御硯蓋、申文等撰分予取之、先加入
御硯蓋添、其期給執筆也、抑執筆叙王氏爵とて源朝臣某書希代、先代
未聞違失也、不審云々、此外不審等有之、不及注、執筆奏叙位退下、

次主上入御、次予起座如常退出、隨身發前声、此間於御椅子前授叙位、於入眼上卿天明之間、不取松明退出畢、今日室町殿大將御監宣下也、被付入眼上卿、是先例也、予兼日計申也、

同(康正)三年正月

五日、庚、晴、今夜叙位之儀也、及秉燭引向菅並相亭、無文帝時繪劍其外如常、子刻許參内、内々自東門參、先有内覽於鬼間、職事遲參之間、暫移刻、珍事々々、小時可内覽由頭弁申敷、仍予着鬼間疊初敷門座可為聲、由仰之仍敷改了、先頭弁覽之、次左中弁経茂、次権弁益光、以上三人也、其外不參云々、撰定之間、執筆西園寺大納言美遠卿參、初度也、先有着陣始、此間菅宰相參、勸修寺中納言入眼之時分可參云々、仍管文相加、頭弁撰定之間、予於儀定所清書小折紙、件小折紙勸筆也不被載叙留事、仍重申入之間、被染勸筆返給、則清書之、叙人共二人也、法性寺中将親宗朝臣、從上事有御推叙、叙列及闕如間、如此御沙汰由被仰、尤畏存者也、及曉鐘事始、仍予著殿上奥御椅子、次主上出御簾中、次執筆進立弓場代之間、予揖起座、經上戸著御前座、御座次間也、如例、次管文次第置之、第三管頭弁高清朝臣所云々、是已後之儀如例年、院宮御申文准后被献之、勸盃頭弁、統酌右中弁経茂、所役殿上人康長云々、事畢執筆退出、予揖起座退出、此間主上入御云々、今日執筆不審条々、奏十年勞時先向座下、繆見事於當中可院宮御申文先披見、不被見可、繆見者也院宮御申文先披見、次奏之事不被見可、奏間也、諸司小野氏者叙外階事小野朝臣可取仍口外階、不被見可、繆見者也、今夜叙位已前、申今春御慶於儀定所、有御出座、此次中將上階勸許畏入之由申入之、申次別當、

長祿三年正月

五日、己、晴、中島將監參折紙即在京也、足持參之、對面、遣太刀畢、宮内卿法印參、

遣太刀畢、平野神主兼種宿祢參、但不对面、予為重服間、神事者斟酌

畢、今夜叙位議也、奉行頭弁経茂朝臣、(勸修寺)六日、庚、晴、局務師藤朝臣進小。紙、(松殿)闕白一品被申之、其外殊一級無之、小折紙如此、

從一位藤原教房 (松殿) 從三位下部兼任 和氣保家

正四位下藤原基高 (松殿)

從四位上大江遠國 (持明院) 藤原基保 (藤波) 大中臣有直

從四位下源業康 (中御門) 紀行孝

正五位上藤原宣胤 (坊城) 正五位下藤原俊顕

今朝叙位儀畢、退出之時闕白一品慶於被奏、

同(長祿)四年正月

五日、今夜叙位依別殿行幸延引、明日也、今夜節分也、

六日、甲、晴、今夜叙位儀也、執筆日野大納言勝光卿初度也、於彼家者

悉皆初度也、一条准后商量申云々、管文公卿權中納言(高辻)、菅中納言(高辻)、(海住山高清)左大弁宰相、少納言宗賢朝臣、弁右中弁(中御門)宣胤、所役殿上人長直

(大内記)中務輔、

小折紙 (山科) 同保宗 (中山) 同親通 (飛鳥井) 同資綱 (柳原)

正二位藤原持俊 (山科) 同保宗 (中山) 同親通 (飛鳥井) 同資綱 (柳原)

正三位藤原俊量 (大藏門) 正三位藤原俊量 (大藏門)

從三位藤原政基 (九奈) 同成冬 (今小路) 丹波篤忠 (正親町三奈) 藤原公躬

正四位下下部兼種 (今小路) 同成冬 (今小路) 丹波篤忠 (正親町三奈) 藤原公躬

從四位上源嗣通 (久我) 藤原実淳 (藤大寺) 同政平 (鷹司)

從四位下平時定 (西洞院) 藤原基綱 (姉小路)

從五位上狛信葛舞人 藤原清春 (正親町) 同公遠 (正親町)

清原業隆 (北畠) 源政具 (北畠)

從五位下藤原宗益 (北畠) 豐原賢秋 (兼人)

從三位藤原政基 從四位上藤原政平

左近少將如元 左近少將如元

寛正二年正月

五日、丁未、今夜叙位執筆内府、(德大寺公有) 管文公卿師大納言(三條) 公綱、山科中納言顯言、

北畠中納言教親、(勸修寺) 經茂朝臣、少納言顯長朝臣、(西坊城) 弁頭任、(葉室) 大外記師富、

申沙汰初度也、奉行頭右大弁兼光朝臣、(高丸) 大納言一級勅許歟、当年頭祝

着也、

小折紙

從二位藤原政嗣 (西洞院) 正三位平時兼

從三位藤原經茂 (勸修寺) 正四位下藤原親宗

源嗣通 (久忍) 藤原実淳藤原政平

從四位上小槻晴富 (壬生) 藤原行秀

同 益光 (高丸) 從四位下藤原宣胤

正五位上藤原広光 (可) 從五位上惟宗行治

從五位下高階清康 (浜島) 豊原具秋 (兼)

同 冬秋 (兼)

寛正三年正月

五日、辛丑、陰雪降、師大納言来、今夜執筆可申入事有之云々、則対面、

藏人方申文可叙歟事被尋之、答云、不可叙之、件申文者内覽奏聞撰之

儀許用之、盛御硯筥計也、次硯筆墨裏様、可拝之由被申持参之、予則

裏之、其儀如例、頗有肝心気、其外条々被問之、不及具注、雨儀筥文

立様以下委細仰之、今夜定可為雨儀歟。今夜叙位儀也、執筆帥大納言

公綱卿、 筥文四辻中納言 (季春、) 唐橋宰相 (在治、)

小折紙

從二位藤原政基 (九冬) 正四位上藤原宣胤 (中御門)

從四位上藤原政房 (二冬) 正五位下源 富治

從五位下高階清康 豊原具秋 (兼)

同 冬秋 (兼)

同 冬秋 (兼)

(從五位下は寛正二年のもの、写誤りか)

寛正四年正月

五日、今夜叙位儀也、執筆洞院大納言 (公數) 初度、四辻中納言、(季治) 六条宰相

中將、(有繼) 少納言宗賢朝臣、(船橋) 弁俊頭、所役殿上人長直、奉行外記中原師有

師益、(兼)

六日、丙申、晴、先夜見小折紙、叙人如此、

正三位藤原政平 (應可) 從三位丹波治康

正四位下源康俊 (木幡カ) 從四位下藤原政家 (近衛)

正五位下藤原雅隆 (唐橋) 菅原在永 (高倉)

藤原氏長 (五辻) 同永熙

源泰仲 從五位下藤原俊藤

從四位下藤原政家

左近少將如元

寛正六年正月

五日、癸丑、晴、及秉燭参内、(密) 蜜々駕八葉車、(土御門) 於高倉下車、殿上人光賢、

地下前駟頼弘朝臣、番頭等如例、(中御門) 頭弁宣胤朝臣可内覽由申、仍予着鬼

間置、職事三人宣胤・宗綱等朝臣・(松木) 氏長、此間執筆右府参内、(久我通尚) 先奏伝

任慶、次奏聞、主上出御朝餉、先頭弁尋之、職事三人分申入畢、而尚

參五人也、如何由申、余云奏聞殊初度也、五人尤可然由仰畢、此間予

候儀定所奏聞之間、右府着陣始也、吉書計云々、弁尚光、次予於儀定

所清書、小折昏院勅筆叙人十人也、次陣儀始、宮文外記參列之間、予

着殿上御椅子前、次右府進立弓場代、次着殿上、次予掛起坐、着御前座、

次右府參着、次置宮文視中院大納言、一宮左大弁宰相、二宮頭弁、每

事如例、次被動御簾、予掛起坐着円座、次依仰召執筆云々、着第一円

座今夜一枚、次奏十年勞、宮於返給未置替硯前二召統昏如例、先代未聞

事也、次置替宮、次依仰摺墨卷返統昏卷送遣還、願不審也、院宮御申文執筆、伝予

間予奏之、御覽畢、返給則授執筆間、氏爵交名、答云親久法性寺親宗朝臣息也叙

從下畢、書外從五位下叙諸司外從五位下、下々書之、予不審由申問、執筆切統書直

之、比興く、頗叙位上時取笏伺御氣色、希代事也、無勅答尤也、叙

位簿端二枚余、是又如何々、皆叙畢、奏叙位時十年勞於入加テ奏シ先

取出畢、移二宮入叙位可奏也、未見及不審之、其外不審繁多、卯刻許

予退出、

小折紙

正二位藤原教忠(樂等) 同冬房(万里小路) 同公數(前院) 同公敦(三条)

從二位藤原政平(鹿司) 同政家(近衛)

正三位藤原政房(一本)

從四位下源義親(定利親規)

從五位上藤原資基左大臣御給當年給此尻付執筆左大臣御給

從五位下和氣勝就(本攝雅也)

六日、寅、陰雪降、早旦以待從二位貢馬於遣京極大膳大夫入道(持善)副書狀、

依有聊子細也、師藤朝臣持參聞書、此次申云、叙位簿希代書様由申、

其事由仰之、

正二位藤原教忠

藤原公教

藤原冬房

藤原公敦

從二位藤原政平(三)

正二位藤原政房(柳原)

從四位下源義親

從五位上藤原資基左大臣御給

從五位下業久王寬和御後

大江巨郷式部

藤原親久氏

藤原国豊院御給

紀久弘諸司

中原繁職右近

和氣勝就

外從五位下祝部包之外衛

寬正六年正月五日

從四位下源義一

左馬頭如元

前菅重相參駕、出盃、夜前叙位事雜談、

文明八年正月

五日、庚、雪積四寸許、晴陰、今日湯始也、如例年、以大藏大輔頼秀遣

伝奏(綱光)、明日関白叙位參内必定之由仰之、次吉田三位兼俱卿陣屋可

備進由仰之、昼間自伝奏有状、就叙位不審条々尋之、

此分候

一准后御給加階以上時者、不知猷御申文、只折紙内々被進殿下事先例

候、雖然、御不參之時可為如何様候哉、執筆叙人之數事召職事被尋

之時、進小折紙於執筆候歟、此御給同可副進哉、又更執筆可進歟、

若御前不被參以前可付進歟、沙汰小折紙二も可被載、自是叙位次第

為不披乱候歟、不審存候、可被勘下候、

一昏爵不參時助解可被付奉行候哉、然者付廻可申遣候、

一大藏承事、外記載勘文候、是ハ例年二必しも不載、依時載之候、古
来被叙之候歟、仁治度被叙之間、今度可被叙由存候、返々勘文候上
者、可被叙条叶理之由存候、古叙来候如何、

一御不參之時、執筆被奏叙位之時、大束同被副進候歟、御覽之間被返
下、先年被書進候御次第二、大束者不被返下由見候、此段御不審相
残て同可被勘下候

頭弁兼顯朝臣進叙位散状、

叙位議

公卿

内大臣(近衛政家) 冷泉大納言(為高) 広橋大納言(綱光) 右大弁宰相(柳原星光)

弁元長(甘露寺)

少納言為親(五条) 所役殿上人嗣賢

六日、亥、風雨悉入夜猶吹、降雨、今夜叙位儀也、陸參内、昼間密々向

陣下吉田神主、兼顯私宅也、手始之間、殊更祝着計、柳二荷折三合被持之、先有

三献、少時者裝束、左京大夫入道奉仕之、蒔絵劔紺地平緒丸柄帶、及

秉燭参内、殿上人藏人將監下部兼致、諸大夫大藏輔頼秀、則指笠番頭

等也、

及子刻執筆参内、近衛内府政家公今夜奏慶、陣下番頭八人、前行取松

明、先殿上人下部兼致・嗣賢(藤井)・治光朝臣(竹屋)・兼顯朝臣(広橋)、

前駮俊宣朝臣(北小路)・行長(取松明、衛府長下毛野武春)・布衣侍、扈從公

卿綱光(大)・広橋中納言(武者小路綠光)・光新藤宰相(上御門)、身固有宣卿袴候、風雨甚路次深泥

之義難成之間、広橋仰遊城地二板敷云々、以外違乱也、拜賀畢、着殿

上、次内々有御对面、其後有着陣始之儀、官方申文如例歟、藏人方吉

書、頭弁兼顯作之云々、先之関白有御对面、申次頭中将実隆朝臣、其

後於御学問所脇、被出御銚子、民部卿忠富卿(白川)・左少弁元長陪膳、抑勅

筆小折紙、親王叙品被載先例不及見由申之処、康永三年有其例、其外

延嘉式有之云々、頗迷其例也、関白清書之、准后御給尻付小折紙被遊、

准后当年給可為前左大臣由申之、則被遊直云々、着陣儀畢、有内覽奏

聞、次撰定、其儀畢執筆以下着陣、宮文公卿冷泉大納言為富卿(今日妻)

也、宮文中門下立(足利義政)、着陣、広橋不着陣、臨期宮文立所進立云々、依家礼

左廻経土庇昇沓脱、更出妻戸、着殿上端座関白有具座、則參御前宮文

公卿路同之(昇登脱経、台盤所前)、置宮着御前座三人置畢、後御簾動関白着円座(其儀為、今日)

次御簾動関白伝召執筆参着、每事如何不注之、所役殿上人嗣賢、

二品邦高親王(九条)

從一位藤原政基(清水谷)

從二位藤原実久(徳本寺)

藤原宗綱(松本)

藤原永繼(高倉)從一位源朝臣(武者小路)

正三位藤原縁光(足利)

從三位源義尚(今出川)

正四位上藤原兼顯(三条西)

正四位下藤原為保(八条)

藤原公夏(高辻)

藤原言国(小倉)

藤原公隆(山科)

從四位上藤原公藤(西園寺)

從四位下源政郷(中原師富)

卜部定行(富小路)

正五位下藤原嗣賢(紀種直)

藤原忠顕(松殿)

從五位上惟宗行長
從五位下益富王寬和御後

平行国民部

藤原雅俊氏

源祐子從二位藤原朝臣
當年御給

中原元和諸司

中原宗行右近

安倍知信外衛

藤原宗持平宗時

文明八年正月六日

(前)藤原顯基

藤原元秀式部

源氏雄氏

橘以香氏

惟宗俊益諸司

平增之左近

平數兼外衛

藤原雅連(丸)

伊岐近員入内

文明十一年正月

五日、壬戌晴、今日有陣、叙位上卿中御門中納言宣胤、宰相中将殿令叙位

二位給勝定院、御例也

小折昏日

從二位源(足利)義尚(上御門)

正三位安倍有宣(広橋)

從三位藤原兼顯(三條西)

同(三條)実隆

正四位上藤原実興(中山)

正四位下藤原宣親

正五位下源久任

狛則行

高階頼久

豊原直秋兼人

藤原基富(國)

從五位下(正親町三條統)藤原実純(河越)

同(姉小路)実治

同(細川)濟繼

源政国

叙人濟々如例、叙位、

石橋參、直垂、謁之、

如法寿院記

寛正二年正月五日、天晴陰風冷、有叙儀、執筆内大臣公有卿、

叙位儀

内大臣(德大寺公有)師大納言(三條公納)

少納言(西坊城)顯長朝臣(二條)

從二位藤原政嗣(西洞院)

正三位平時兼(勸修寺)

從三位藤原經茂(法性寺)

正四位下藤原親宗(久我)

源嗣通(德大寺)

藤原実淳(鷹司)

同政平

從四位上藤原行秀(鳥丸)

同(馬丸)益光

同(主生)小槻清富

從四位下藤原宣胤(中御門)

正五位上藤原広光(前)

山科中納言(顯言)

弁(兼室)顯任

北畠中納言(教親)

經茂朝臣(勸修寺)

從五位上惟宗行治
從五位下高階清康

豐原具秋兼人
同 冬秋兼人

文明八年正月

五日、庚戌今朝雪積三寸余、沐浴始也、綱光廣橋大納言許遣使者、明日叙位

可參內之由仰之、吉田三位遣人、可為休所之由同仰之、可存知之由申之、今日叙位次第書之、昼時分自廣橋有書狀、尋申子細等一昏注進之、

一准后御給被申加級間、不可有申文、注折昏進関白可被載小折紙哉、雖然猶注折昏可進執筆哉事

一就不參氏爵可被注下哉事

一大藏丞載勘文上者、可被叙歟、仁治度有其例之由申之、

一関白不參之時、奏叙位時大束可留御所哉事、（兼俱）条々（二条持世）太閤被勘遣畢、頭

弁兼（細川政春）頭朝臣明日叙位散狀以書狀進之、今日下野守許使者并太刀遣之、

民部少輔還俗并出仕珍重之由仰之、同民部少輔方へ仰此由遣太刀、（二条尚基）祝着畏入之由有返答、自若公同被遣太刀、御使給太刀云々、

六日、辛亥雨降、以外甚雨大風也、此日叙位議也、未刻許出京、先參詣

御靈社、修祓奉祈念（今朝氏三社等修祓叙位之方事無為之由祈念之）、向吉田三位許（為陣下）、先三獻在

之、御陪膳下部兼致、兼俱卿・左京大夫入道兩人祇候、御前件三獻兼

俱卿沙汰也、欲着裝束処、（土御門）有宣卿被候御身固、着衣冠、只今參陽明之

由申之、次着束帶、蒔繪（又）劍無文帶色目如常（左京大夫入道、候御裝束）、無殿上人、尤

無念く、諸大夫頼秀（東帶）、番頭事申付処、不見來一人、言語道断事

也、甚雨以外間、内々用足駄御笠、（當小路）俊通内々直垂ニテ候之、於四足下

着沓、自高遣戸堂上冷泉大納言為富卿祇候、雨儀時宮文立所被問之、

件卿今日奏慶也、武者小路宰相種光卿同奏慶云々、先刻自陽明陣下へ

給使、余參內、為悅之由承之、此次被尋云、被急之間准后へ奏慶可如何哉、為丞相間、不可有之由申之、次主殿司御訪事被尋之、式百疋之

由申之、殿上辺停立令參候、小時民部卿忠富卿來、余仰云、小折紙之內被載親王一級、此儀不及見間。（白川）規不審之間、疑慮之儀尋之、既有先

規被經御沙汰云々、其後可有御對面之由被仰間、於廣御所拜龍顏、申次頭中將（三条西）美隆朝臣、其後候廣御所東間自内給御銚子、（甘藷寺）元長取御酌、民

部卿在此座、二時余祇候、此間見次第、内府奏慶内々於高遣戸見之、此間甚雨無申許事也、雨儀之間中門外北方立軒下給、申次頭弁兼頭朝

臣舞踏畢、自高遣戸堂上經小坂敷、着殿上給奏慶珍重之由余申之、此次内府公、（近衛政孝）今度之儀可請御祝処有南都問旁不事行、然問禪閣申入之

由承之、可然之由申畢、廣橋大納言來、余前余參任事入道委細承悅入之由仰之、此次雨儀立所事尋之、余云中門下尤可然也。（大臣南面、納言北上東間、參議北面）

治承三年叙位雨儀、仍立所隨彼例之由仰之、左廻經中門柱内堂上（柳原景光）、此子細同申内府、着陣始（柳原景光）右天（柳原景光）弃着横切座、彼進退等内

々見之事可然也、謁廣橋大納言、余云今度小折紙被載親王一級事、尤不審也、未先規入眼之次可被宣下歟、此段可被申入之由仰之、彼大

納言云、既被經御沙汰被書載者也、康永三年被叙之、其後無例、尤書加者可然之由申之、民部卿有此処同申之、小折紙昨日内々給之、清書

処、叙爵者兩人被加之、勅筆事可遅々之間、余清書小折紙可書加之由兼頭朝臣申之、仍於鬼問書加畢、此次又重問廣橋、親王一級事不及伺

申、唯可書載歟、尤可然之由返答之間、書加畢、小折紙如此、

二品邦高親王（九条）

從一位藤原政基（清原）

從二位藤原実久（勸修寺）

同 経茂（徳大寺）

同 実淳

同 実淳

同 実淳

同 実淳

(中御門)
宣胤

(松本)
宗綱

(白川)
源 忠富

(高倉)
藤原永繼
(武藏小路)
(冠利義政)
(前左大臣)
(當年給)

正三位藤原縁光

(今出川)
同 公興

從三位源 義尚

正四位上藤原兼顯

(広橋)
同 実隆

正四位下藤原為保

(高辻)
菅原長直

(橋本)
藤原公夏

(小倉)
同 季熙

(山科)
同 言国

(押小路)
中原師富

從四位上藤原公藤

(西園寺)
從四位下源 政郷

(北島)
紀 種直

(富小路)
卜部定行

正五位下藤原嗣賢

(藤井)
同 忠顯

從五位上惟宗行長

(松殿)
藤原顯基

從五位下藤原雅連

(前)
同 宗時

次頭弁可内覽由申之、仍着鬼間代西面揖引寄裾、兼顯朝臣覽之、取文

置退簀子後拔取見之(三通)、見畢伏遣、兼顯朝臣進寄給之、退簀子結申、

余目之、三通結申退下、次実隆朝臣覽之、次政顯覽之(勅修)、作法同前、次

揖起坐、次奏聞、次撰定、次陣儀始、執筆下殿着陣、冷泉大納言・右

大弁宰相着(陣)、広橋不着陣、依家礼也云々、御前円座敷様可見之由兼

顯朝臣申之、仍見之、御前召時分余入上戸、着殿上奥座揖引寄裾主殿

司置之、小時内大臣着座、自中門柱内北行昇公卿座前階左廻、出殿上

自小板敷着座也(兼申之者也)、次余揖経上戸着御前座、揖引寄裾正笏

候、次内大臣着座、次冷泉大納言置硯筥其作法不宜也、次広橋大納言

置筥文、次右大弁宰相置筥文、各着座、次御簾動余小揖、更揖、左廻

起座、入当問着御前円座、揖引寄裾候、次候天氣御簾動、自執筆即起

座被円座二着御簾動、執筆小揖被奏十年勞、既曉鐘也、置替筥可被挿

笏不叶、其儀問懷中也、取筥被自余奏聞返給、如元着座置替筥、次

御簾動以男共、職事元長參上、召統紙則持參之、乍二卷被置前、此間

居大横衝重、次御簾動取統紙被卷返(置座前自端内マニ)、主上給御硯蓋、

置笏於左、進寄給之置前、先見目六、勘文并小折紙無之、仍男共召兼

顯朝臣尋之、勘文入十年勞筥有御前之由申之、小折紙自懷中取出給之、

次勘文重申出之、取笏候、次御簾動摺墨被染筆、取統紙被問加階人數、

答云卅人、兼顯朝臣勸盃、統酌元長、余校執筆次第、巡流取式部省奏

被叙之、有次第三筥尺(付短)、次被叙民部、次取笏可召院宮御申文由被奏、

召右大弁宰相仰之、次被叙王氏(伯資益朝)、次持參院宮御申文(東洞院御申文、

執筆即被奏之、次叙源氏(天曆御後下)、次藤氏被問、余答云雅俊、次橋氏(在硯

宮)、次被叙院宮御申文、次余取勘文給執筆卷之、返給余取之、入御硯蓋、

今度勘文二大藏承載之、可叙哉否、猶重有不審、不被叙者猶可然歟之

由申之、有承伏不被叙也、此子細問外記処、仁治度有此例由申入畢、

次給小折紙爵之叙之、取笏可召入内一加階勘文之由被奏之、以男共召

弁仰之、即入内勘文持參、一(加)階無其仁之由申之、執筆取之給余可被

撤礼紙処、無其儀、余内々取之卷礼昏進執筆、被入第三宮見畢、返給
即被叙加階被叙之數輩之間程也、此間余返上御硯蓋、余召男共指油
事仰之、悉叙畢、書年号月日與餘ヲ被放寄、卷叙位置硯上、縱第二宮
文書ヲ移入第三宮、入叙位置替宮懷中懷中也取宮被自余奏聞返給、
置替宮取出叙位置硯上、此間主上入御、調宮中取位副笏、揖左廻起座、
次余揖起座、執筆於殿上被授入眼、上卿冷泉大納言被出上戸、余謁執
筆申云、今夜儀無為珍重、殊御進退以下殊勝之由申之、祝着為悦也、
旁可參賀之由承云々、自高遣戸下殿退出、次余同自高遣戸退出、及天
明、今夜案内人々

余・内大臣

大納言為富卿・綱光卿

參議綠光卿

弁元長

所役副賢

内大臣拜賀扈從如此

公卿

広橋大納言綱光卿

新藤宰相種光卿

殿上人

兼頭朝臣竹屋 治光朝臣 嗣賢 卜部兼致

前駈

俊宣朝臣北小路 行長

衛府長

下毛野武春

御身固

有宣卿上御門

此外布衣侍一人 番頭八人

後大染金剛院記

明応四年正月

五日、庚、雪敷即晴、自石橋殿使有之、今日叙位儀也、執筆花山院左府
政長公、(X脚)宮文公卿中御門大納言宣胤卿・菅中納言長直・三条宰相中将
實望、(高辻)少納言章長、弁冬光、所役殿上人長胤、(近衛尚通)殿下御參也、奉行職事
頭弁俊名朝臣、叙位之儀大概如此云々、

天文八年正月

五日、天晴、雪下則晴、今夜有叙位儀、法性寺中将一級之事勅許也、今
夜參仕衆、(近衛賴冬)執筆(方里小路秀房)関白、(入眼)万大、日野中、平出広橋中、(兼秀)陣清書新宰相等
也、職事四人、(勸修寺)晴秀不參、内覽於有直廬于儀、職事以笏着座、内覽如
鬼間、(中御門)奏聞四人之間宣治不奏、撰定職事東西相別、目錄取極藤、

式部丞申爵

大江文香

民部丞申爵

清原涼繼

兵部丞申爵

藤原春季

左近衛将監申爵

十市有豊府奏

紀貫益

右近衛将監申爵

宮道滋名府奏

車持乘連

左衛尉申爵

内蔵家傳

右衛門尉申爵

宮道守世

右兵衛尉申爵

橘以業

天文八年正月五日

「御元服部類記」所収「大染金剛院記」

後土御門院 十七歲

長祿二年四月廿四日関白持通記云、今日無品親王成仁於禁裏有御元服之

儀、今度例被摸応安四年後円融院例、此事兼日有 勅問納使按察中、何

例可然哉由被尋仰、応安例可然由申入之、仍如此、御次第以下每事予注

進之、剋限申剋云々、於本所令着束帶給赤色御袍御文小袋被御下裳(蘇芳)如常御半袴(濃)御單紅打御表袴(縮緬被御

文百文丸納御帶不持御笏後内々有御身固事安三位、次自公卿座與妻戸御出御房候、給糸鞋御扇赤色)穿御笏

公卿座南折妻戸ヨリ経中門廊出妻戸降杳脱給、扶持公卿今出川大納言、(教季)

候御裾殿上人降言朝臣、献御杳、筵道敷之、出四足門南行入西面棟門、

自長橋御堂上至此所筵、公卿殿上人御後二歩、次庁官一人束帶、召次二人

直垂、先令人御休所給、次有御元服儀、剋限令着殿上給奥座、

繪ヲ画、親王御元服次第関白持通作進之

御殿御装束

垂母屋御簾東庇五ヶ間、卷御簾撤昼御座、其所立大床子二脚在懸代、為御

座、

東庇南第二間、敷錦端畳二枚東西、其上敷唐錦茵一枚、為親王座北面、

孫庇以簀子南第二間、敷同端畳一枚、同茵等南北妻為加冠座西面、

御殿西面二ヶ間母屋庇懸御簾卷之庇御簾、南東北三方立廻五尺屏風、四

帖南間傍東屏風、敷縹綯端畳二枚行南北、其前置硯筥御座、右脇息御座傍北

屏風、立壺厨子二脚東西、東厨子上置御冠筥二合、西厨子上置唐匣東在、

泔坏西入水在、其前敷高麗端畳一枚行東西、逼庇西長押敷高麗端畳二枚行南北、

同西面庇北第三間御休所懸御簾垂之、置理髮具立二階一脚東西行其上置御冠、

其東置唐匣上懸子納御本結長一筋短二筋中懸子納カ缺髮搔櫛二枚下懸子納櫛巾檜紙二枚泔筥等件具足隨理髮期卷御簾、

掃部寮於宜陽殿設王卿以下侍從以上座居饗饌具座如二、若及暗者主殿寮

庭上举炬、堂上所々掌灯如恒、

諸卿着殿上

剋限親王於本所着童服給

赤色調敷御袍有文丸納帶糸鞋

其人奉仕御総用不用給祿年預家司取之

公卿奉仕之時不給祿

五位白掛一重、四位或加濃袴

次親王着殿上給入上戸着奥座小台盤下給

可然公卿等可奉相從、扶持人取御下襲裾

宸儀出御大床子東面

次以藏人頭召親王

於東簀子奉 叡旨參殿上申之

次親王着御前座給公卿奉相從

出上戸経簀子入南面妻戸着座給北面、扶持人於上戸取御裾、可留南簀

子辺

次藏人頭召加冠人候簀子伺

次加冠人着御前座簀子西面

次加冠人承仰、以男共召理髮人

次理髮人多用參、候東簀子藏人頭

次加冠以男共仰理髮具可置之由

或仰藏人頭催之

次殿上侍臣五位持參雜具

先二階御二人昇之立親王御座長行御

次御冠放巾子居柳宮置二階上

次唐匣在台置親王御座

次泔器在台撤盥入水置唐匣東

二階唐匣在親王御座、左右先規不同

次敷理髮円座二階与唐匣中央敷之

件御調度等兼置御休所、役人取之次第持參

次加冠仰理髮可奉仕之由

此間親王居向東面給

次理髮人着円座西面

次理髮

其儀先取御冠拔巾子如元置之、次開唐匣取出櫛巾展御前、次取御本結

引展、次取御櫛理髮畢、入御巾子退候實子若及暗者侍臣五位 臨期持參、切灯台可奉之歟

次加冠人起座入当間着円座、加冠畢復座

次理髮人更參進、着円座理御髮

次親王如元令居向北面給

此間理髮人整調度退下

次親王令退休所給

扶持人參進、取御裾奉相從

次加冠人起座、經本路還着殿上

次侍臣等撤理髮雜具等本役人次第撤之

此間親王於休所、更理御髮改着男裝束給有文玉帶不取御笏

次親王於庭中有御拜事

其儀自御休所出御、降南面沓脫年預家司兼御沓東行折入長橋兼進出東庭当階

間西面立定依無御笏不令挽給御拜舞左右畢、左廻經本路令人御休所給、

可然公卿等奉相從、扶持人取御裾令進庭中給之時、留御殿巽角御拜

畢、婦人給之時又奉相從、若入夜者四位五位家司職事三四人殿上侍臣同可相加歟

守脂燭自堂上至庭中前行、可留殿巽角、

次内侍召加冠人

出母屋南第一間簾中進、居殿上上戸無召詞只則還入氣色許也

次加冠人着御前座本座

次給加冠祿

内侍一人取御衣麴塵御袍御半臂下襖袖一重白大褂一重先規不同省略之時或給御衣一重大褂等

給加冠人

或女藏人取之、関白大臣加冠時内侍取之

次加冠取祿、下東庭拜舞退下

此間引出御馬二疋左右馬各一疋左右馬充二人引之

自南方引出当間巽角引立西面、加冠拜舞之間則引出之、給加冠前駟

次内侍召理髮人

次理髮人入殿上上戸候東簀子

次女藏人給祿

次理髮人取祿、下東庭拜舞退出

次入御

次諸卿着宜陽殿有□□

次弁少納言入自月華門着座弁東方少納言西方

一 献 少納言 瓶子内整

二 献 同前 式弁

次居粉熟役送内整

次下箸

三 献 弁瓶子内整

次居汁 役送内堅

次下箸

次上卿奏見参付職事奏之百少納言
返給見参不参時給外記

次諸卿着殿上奥端
相分

次賜公卿禄

殿上侍臣取之大榎
次諸卿各取禄進東庭当御座 拜舞退出

加冠一条左大臣教房

後中院記

正月廿日まで事あり

天正十五

一日、雨降、祝言如例、中御門其外盃給、九条殿政所若君姫君被出、濟(資胤)

々々美物御樽以下也、

節会アリ、内弁陽明左府(近衛信康)・外弁柳原大納(淳光)・中山大(親綱)・久我中(敦通)・源中(定通)宣命使(宣命使)

・花山参議御膳以下参也、(四辻季勝)・藪中将(小倉少将)・蘭少将(基継)

二日、晴、上臈御局へ三か三種進之、三条大納言(六田)両種二か遣之、蜻庵参、

兩種二か、御茶湯アリ、九条殿御成(尾池先安カ)同参賀、不残御樽美物等也、松田

勝衛門来、百疋、小池五十疋持参、(發進)

三日、天晴、清藏人盃給、甘露寺盃給、其外乱舞物者十人計来、盃給、

四日、晴、持明院(基孝)・六条盃給、楽人四人対面也、上臈御局被出、三献ア

リ、御樽濟々、柳原大納言(資彦)・同子(後昌)・坊城(為経)・五条盃給、正智院(有広)・同子百

疋、法印百疋、松田五十疋、小池、(前田玄以)

五日、晴、伯三位(雅朝王)・五辻(之仲)・富小路(秀直)・スルカ三条盃給、せい法印一包、典

菓盃アリ、

六日、天晴、庭田(重保)・同中納言(四辻公盛)・藪大納言盃給、正親町(季秀)・同子盃アリ、飛

鳥井中将盃、大炊御門二か二種持参也、(雅勝)

七日、天晴、勧修寺大納言(晴徳)より以使三か三種参也、三か三種自一条殿給、(内基)

板物二端・百疋法印持参、同百疋政所。たひ二束内義等也、二か兩種

大炊御門遣之、小陣節会(内弁左府)・勸大(西信)・三条大(百疋)・持明院中(季秀)・正親町中(季秀)・日

野中(輝登)・宣命使花山参議也、次将飛鳥井中将(六条少将)・六条少将、

八日、円福寺・長泊寺・称名寺盃アリ、

九日、天晴、参内、二献、准后二献、准后三か三種遣之、院御所二献、

上臈二献、吉田参、一条殿参、伏見殿一盃、近衛殿・聖護院殿(道徳)

十日、大雪、三宝院殿被出、三か三種、中山盃、神光院二か二色、梶井

殿二か二種進之、理性院二か二色進之、

十一日、三条より二か二種、

十二日、雨降、梶井殿より二か三色到来、

十三日、雨、理性院より二か三色到来、妙法院二か三色遣之、伏見殿同

御内義へ二か三色つ、遣之、飛鳥井大納言より一か二色到来、(雅春)

十四日、雪、青門より二か三色到来、祭主盃給、仁門より三か三色給、

十五日、雨、日野(資勝)・同子(兼勝)・広橋(総光)・同子盃アリ、

十六日、雨、長泊寺、雨儀内弁左大臣、外弁内弁内教奏ヲ継藪大納言(公仲)・同西園

・同鳥丸(光宣)・同広橋(宣命)・同坊城(御酒助使)・次将六条、蘭、

十七日、晴、伏見殿より三か三色到、仁門へ三か三色進、飛鳥井三色二

か遣之、鳥丸中納言盃給、廬山寺盃、青門へ二か三色進、妙学寺より

一か二色到来、

十八日、雨、水無瀬中納言(兼成)・橋本盃アリ、(実勝)

十九日、晴、外記道白盃、

廿日、晴、勧修寺大納言盃、仙光寺三か三色、徳雲少将二色一か、二尊(臨業院秀隆)

院一か二色、

廿一日、晴、仏光寺へ三か三色遣之、父子盃、飛鳥井大納言盃、今日内

義下殿為御礼参、五十疋給、

(施業院秀隆)

廿二日、晴、妙学寺二か二色、徳雲侍徒二か二色遣之、

廿三日、晴、三宝院殿へ三か三色進之、

廿四日、晴、

廿五日、晴、

廿六日、晴、上臈御局へ二か、台政所より三か三色、女房衆帯三助、(筋カ)

二助内義(筋カ)より、□日蔽院一か両種持参、

廿七日、晴、

廿八日、晴、

廿九日、晴、紹巴(重持)所二か二色遣之、

「写本

後中院御筆」